

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 8

処 分 名	敷金の減免又は徴収猶予												
処 分 の 概 要	敷金の減免や徴収猶予を決定する。												
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)												
条 項	第19条第2項												
所 管 課	住宅課												
経由機関での処理期間	なし												
所管課での処理期間	5日												
標準処理期間	計	5日											
審査基準	<p>松山市営住宅管理条例第16条に該当する場合で、松山市営住宅家賃及び敷金の減免取扱要領第8条に定める基準に適合すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市営住宅管理条例</p> <p>第19条 2 市長は、第16条各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>松山市営住宅家賃及び敷金の減免取扱要領</p> <p>(敷金の減免の対象及び基準) 第8条 敷金の減免対象及び減免基準は次のとおりとする。ただし、被災者または火災によるり災者のうち、敷金の支払が困難と認められる者の減免率は100%とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減免対象</th> <th colspan="2">減 免 基 準</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>住宅扶助費を超える額</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td></td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建替事業により入居者等が建替住宅又はその他の市営住宅に本移転を行ったときには、建替対象住宅の敷金をもって当該市営住宅の敷金とみなす。 3 前項に掲げるもののほか、市長は、特別の事情があると認めるときは、敷金を減免することができる。</p>		減免対象	減 免 基 準		区 分	減免率	生活保護世帯	住宅扶助費を超える額	100%	市民税非課税世帯		50%
減免対象	減 免 基 準												
	区 分	減免率											
生活保護世帯	住宅扶助費を超える額	100%											
市民税非課税世帯		50%											

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

市営住宅敷金減免承認申請



審査



承認・不承認